

社会的養護にかんする用語集

社会的養護

社会的養護は、保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」という考え方と、「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の公的責任で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する。

（児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議児童部社会的養護専門委員会「社会的養護の課題と将来像」平成23年7月、より）

里親

里親制度は、家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、家庭環境の下での養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で重要な特定の大人との関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る制度です。

<養育里親><専門里親><親族里親><養子縁組を希望する里親>の4つの種類があります。

※ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第6条の4 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であって、養子縁組によって養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であって、第34条の18に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

（厚生労働省のホームページより引用

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/02.html)

普通養子縁組

法律上、養子が実親との親子関係を存続したまま、養親と親子関係をつくることを指します。当事者の合意と届出によって成立します。子どもの年齢の制限はありません。

特別養子縁組

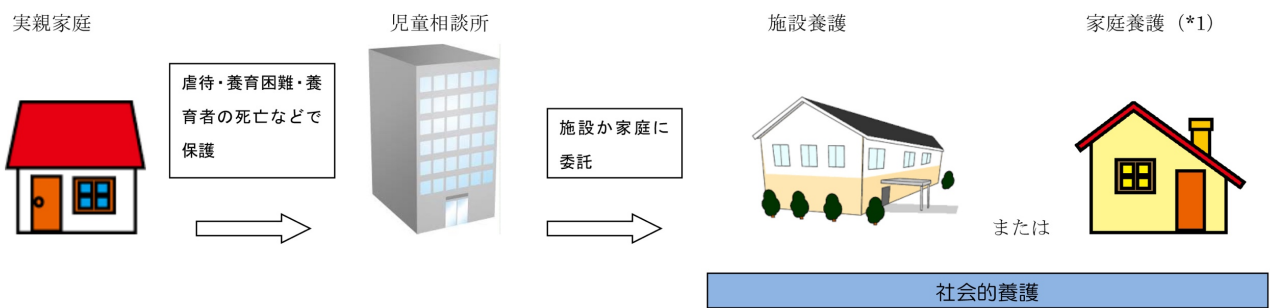
原則として6歳未満の子どもの福祉のため特に必要があるときに、子どもとその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度です（6才未満から事実上養育していたと認められた場合は8才未満まで可能）。そのため、養親と

なる者は、配偶者があり、原則として 25 歳以上の者で、夫婦共同で養子縁組をする必要があります。また、離縁は原則として禁止です。

2009 年に国連総会で採択された「子どもの代替養育に関するガイドライン」では、産みの親とその親族の次に養子縁組が推奨されています。

(日本財団ハッピーゆりかごプロジェクトのホームページより一部抜粋引用
<http://happy-yurikago.net/2014/12/255/>)

親と暮らせない子どもがケアを受けて成長するまでの流れ (日本の場合)



(*1)

